

2020 年度（令和 2 年度）

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

志 賀 町

令和2年度 石川県社会保障推進協議会 要望事項

○懇談会（10月27日）は「重点要望事項★印」に絞って回答をお願いします。

I. 新型コロナウイルス感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について

要 望 要 旨	回 答	担当課
★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。	職員の採用については、定員適正化計画や採用計画に基づき、募集・採用を行っています。 また、緊急時等の際には、志賀町職員の防災初動対応マニュアルにより、各課に割り当てられた職員が対応することとしています。	総務課
★(2)国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。	このことについては、一部の国会議員から政府に対して要望が出されているので、町としては、国の動向など、情報収集に努めていきたいと考えています。	企画財政課
★(3)新型コロナウイルス感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。	地域医療構想は、石川県が中心となって策定しており見直しの必要があれば、機会を通じ要望していきたいと考えています。 また、医療従事者や介護従事者のPCR検査については、本来、症状や感染者との濃厚接触が認められれば、行政検査として実施できる体制になっており、石川県が中心となって新型コロナウイルス感染症対策を図っているなか、保健所を有しない町レベルでの独自検査は難しいと考えています。	健康福祉課
★(4)マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。	国や石川県の補助制度の情報提供をもとに配付を行っていきたく思います。 また、既に、国・県から衛生資材が町へ事業所あてに送られてきており、順次配付しております。	健康福祉課
★(5)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。	現在、本町ではこれらの機関や事業所で経営困難を訴える施設はありませんが、状況を見ながら判断してまいります。	健康福祉課

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>★(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免については、広報紙やホームページを通じ制度を周知していきたいと考えています。</p>	<p>住民課</p>
<p>★(7) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。</p>	<p>新型コロナウイルスの国内の感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備するため、国は、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしたことから、当町において傷病手当金を支給することとしたものであります。</p> <p>事業主等、国の財政支援の対象とならない被保険者については、町独自に対象者とした場合、全額保険者負担となることから最終的に国保税の増税につながる恐れもあり、対象とすることは考えておりません。また、他の傷病に対し傷病手当金の対象とすることも考えておりません。</p>	<p>住民課</p>
<p>★(8) 国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助してください。</p>	<p>本年6月から臨時的な特例措置での追加加算等による介護報酬算定については、利用者の事前同意が得られた場合に限り、特例措置の回数の制限がもうけられるなど、利用回数全てに上乘せが適用されるものではなく、受益者負担の観点から、利用者の同意を得て、本人負担の増額に相当するサービスを受けていることを考慮すると、補助を行うことは適切ではないと思われ、町独自の補助制度創設は考えておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(9) 「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援（一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充）を行ってください。</p>	<p>現在、本町では感染拡大以前の状況に戻っており、感染症による外出自粛や閉じこもりといった問題は生じていません。感染対策をとりながら平常どおりの施策を実施しています。</p>	<p>健康福祉課</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>★(10) 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。</p>	<p>感染症予防対策に配慮した避難所運営を行うため、内閣府等が示す通知等を参考に志賀町避難所運営マニュアルの改訂を行っています。</p> <p>このマニュアルに基づき、職員の避難所開設・運営訓練を実施しており、また、その様子については、避難所における感染防止対策を広く知ってもらうため、ケーブルテレビでの放送や、ユーチューブでも視聴できるよう対応しています。</p> <p>また、必要となる資機材についても、室内用テント、段ボール間仕切りなど購入し、更なる充実を図っています。</p> <p>なお、避難所の過密状態を防ぐため、避難所への避難だけでなく、可能な場合には、安全な親戚や友人の家などへの避難も検討していただくよう、周知をしているところであります。</p>	環境安全課
<p>★(11) 新型コロナ感染拡大を防止するためにも「20人学級」を実現してください。</p>	<p>少人数学級の推進については、国の責任において進められるべきものであると考えており、国の検討状況を注視していきたいと考えています。</p>	学校教育課

II. 子育て支援について

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>★(1) 2018年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。</p> <p>教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p>	<p>本町では子どもの貧困対策として、「就学援助事業」を実施し、給食費等を助成しています。また、ひとり親家庭等の支援事業として「遺児手当」の支給および小学校、中学校への入学の際に「入学支度金」の支給を行っています。</p> <p>生活実態調査については、内閣府が令和元年11月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、各地方公共団体が実施する実態調査について適切に実態を把握できるよう調査項目を共通化するなどにより全国的な実施に向けた検討を行うことを示したことから、国の動向をみながら町の調査を実施することとしております。</p> <p>教育・学習支援事業の取り組みですが、すでに平成27年度から児童扶養手当受給世帯と就学援助費受給世帯の児童生徒を対象として実施しています。</p>	<p>住民課 学校教育課</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
	<p>また、「無料塾」や「こども食堂」への支援について、本町で実施の動きは見られませんが、実施団体があれば支援を検討していきたいと考えています。</p>	
<p>(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。</p>	<p>このことについては、知事に対し県内の全町共同要望事項として、平成21年から継続して要望書を提出しています。</p> <p>本町では、すでに①から③を実施しています。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>★(3)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。</p>	<p>平成29年度より、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある該当児童生徒を2人以上扶養し、町内に住所を有する保護者を対象に、第二子以降の学校給食費相当額の助成を実施しています。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(4)就学援助制度の改善 ①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月から実施されている生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が切り捨てとされないようにしてください。</p>	<p>当町就学援助制度の対象は、生活保護基準額の1.3倍未満の世帯を対象にしています。</p> <p>平成25年8月以前の生活保護基準によって所得判定するため、生活扶助基準の見直しに伴って対象外となるような影響はありません。</p>	<p>学校教育課 (回答のみ)</p>
<p>②申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。</p>	<p>申請の受付は、学校だけではなく、役場学校教育課でも可能です。</p> <p>また、年度途中でも申請は可能で、民生委員の証明は必要ありません。</p> <p>町ホームページ、就学時検診や学校入学説明会でも案内しています。</p>	<p>学校教育課 (回答のみ)</p>
<p>③就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。</p>	<p>就学援助として低所得世帯には給食費を援助しています。</p>	<p>学校教育課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
④就学援助給付の学校給食については加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。	学校給食費については、現在就学援助給付で援助しており、現物給付化については考えていません。	学校教育課 (回答のみ)
(5) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額 4500 円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになっています。(生保世帯・第3子、年収 360 万円以下は免除) 副食材料費の実費を無償にしてください。	実施済み	住民課 (回答のみ)
(6) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。	本町では、従来から保育士の配置基準の拡充を行っております。 また、平成 28 年度には嘱託保育士等の処遇改善を実施しました。 令和 2 年度からは、会計年度任用職員としての制度を適用しています。	住民課 (回答のみ)
(7) 2019 年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。	2019 年度年間実績 4 カ月児健診 77 人/78 人 (未受診 1 人入院管理中) 1 歳 6 カ月児健診 77 人/80 人 (未受診 1 人保護者都合、1 人病院管理中、 1 人国外在住) 3 歳児健診 78 人/79 人 (未受診 1 人国外在住)	保健センター (回答のみ)

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>(8) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲歯（虫歯）が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。</p>	<p>学校健診（歯科検診含む）を受診した児童生徒の受診結果は学校で把握しており、「要受診」と診断された児童生徒については保護者と連絡を密に取り、必要な場合は病院での受診勧奨を行うなどの対応を実施しています。</p> <p>また、眼鏡については、9歳未満小児の弱視等による治療用眼鏡等は健康保険での適用となっており、本町では子どもの医療費は無償化となっていることから、眼鏡の町独自の補助制度は考えていません。</p>	<p>学校教育課 (回答のみ)</p>

Ⅲ. 介護保険事業・予防事業・総合事業について

要 望 要 旨	回 答	担当課
(1) 介護保険料		
<p>★① 介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。</p>	<p>介護保険料については、3年毎に介護保険事業計画で定め、計画的に設定しています。</p> <p>段階についても国の指針に基づいていますが、低所得者の方については、負担軽減措置を行っています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★② 介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。</p>	<p>第8期の保険料については、現在、介護保険事業計画策定委員会で検討しており、準備基金繰入を含め、適切な保険料設定に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>★③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収153万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。</p>	<p>保険料は、所得に応じて段階で設定し、所得の低い方への配慮を行っています。また自然災害等には減免対応も行っていきます。</p> <p>制度を維持していくためにも保険料の負担が必要でありますので、独自の減免は考えていません。</p>	健康福祉課
(2)介護利用料・補足給付について		
<p>①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。</p>	<p>低所得者については、保険料の賦課軽減措置があり、サービスの負担無料については、応益負担の原則からも適当ではないと判断します。</p>	健康福祉課 (回答のみ)
<p>②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。</p>	<p>介護保険施設に係る費用のうち、食費及び居住費は、在宅であってもかかる費用であるため、本人の自己負担が原則となっています。住民税課税世帯の方や一定額の預貯金の保有する方の補足給付については、一定額の預貯金等を保有するにもかかわらず保険料を財源とした補足給付が行われることは公平ではないことから対象外はやむを得ないと考えます。</p>	健康福祉課 (回答のみ)
<p>③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。</p>	<p>町独自の補助制度創設は考えておりませんが、利用者に適したサービスを受けられるよう、支援して行きます。</p>	健康福祉課 (回答のみ)
<p>④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。</p>	<p>区分支給限度額基準は、国で定められたものであり、町独自事業としての引き上げは考えていませんが、介護支援専門員をはじめ、関係者と連携を図り、在宅生活を支援して行きます。</p>	健康福祉課 (回答のみ)

要 望 要 旨	回 答	担当課
(3)介護保険利用の際の手続き		
<p>①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。</p>	<p>窓口では、専門知識をもった職員が、相談者の主訴を聞き取り、明らかに要介護認定申請が必要な人の場合や認定を受けておいたほうが望ましいと判断された場合には、要介護認定の申請を案内します。</p> <p>一方、要介護認定の必要性が低いと思われるが、サービス事業等の利用が望ましいのではないかとと思われる場合には地域包括支援センターへつなぎ、保健師等が個々の状況に応じた対応を行います。</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場 合においては、基本チェックリストにより判断することが できるため、要支援認定が省略され、事業対象者 として迅速なサービス利用が可能となることから、生 活機能の低下のある高齢者を早期に把握し、対応する ことができていると思われま</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。</p>	<p>介護予防ケアマネジメントについては、主に地域包括支援センターが行っていますが、従前から居宅介護支援事業所への委託も行っています。</p> <p>委託料は、介護保険特別会計の健全運営のためにも現行額でお願いしたいと思います。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。</p>	<p>訪問介護における生活支援援助型サービスについては、平成30年10月から、利用者の自立支援や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、町への届出が義務づけられました。</p> <p>そのケアプランについては、ケアマネージャの視点だけではなく、多職種協働により、個々の状況を踏まえて検証を行っているもので、むやみに回数制限をおこなうものではありません。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
(4) 基盤整備について		
<p>①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。</p>	<p>介護保険事業計画に則り、将来を見据えた施設への転換やサービスの提供に努めてまいります。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>②特養ホームに要介護1・2の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。</p>	<p>制度の適用については、今後も個々の事情に即して対応していきます。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第8期計画に盛り込んでください。</p>	<p>介護保険料の影響や施設職員確保の観点等から、新たな施設整備は困難だと考えていますが、要介護状態になっても住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、訪問看護ステーションや医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、地域包括ケアの推進に努めます。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
(5) 総合事業について		
<p>① 多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス（従前相当サービス）が利用できるようにしてください。</p>	<p>従前相当サービス利用は行っています。 今後も利用者の状態等に応じて、多様なサービスに基づいた支援を行っていきます。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。	従前相当と緩和型では、サービス内容の区別をしているため、従前相当を下回らない単価設定は考えていません。	健康福祉課 (回答のみ)
(6)介護職員確保について		
介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。	職員研修の実施や介護福祉士等の資格取得に向けた費用の一部助成を行っています。	健康福祉課 (回答のみ)
★①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。	実態調査の実施はしていませんが、事業所との連絡会で現状や課題を把握し、意見交換等を踏まえ、質の高い介護サービス提供に努めます。	健康福祉課
★② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。	合同企業面接会等で、介護職場の紹介や介護職に対する理解を深めていただくための情報提供を行っています。職員の離職防止をしてスキルアップを目的とした研修会を実施しています。	健康福祉課
★③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。	職員の資格取得に対する介護職員研修費助成制度は実施しています。費用面の支援だけではなく、職員の資質向上を目的とした研修を実施しており、引き続き対応していきます。	健康福祉課
(7)国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください。		
① 国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げること。(町村会・市長会の国への意見の通り)	他市町とも連携し、対応して行きます。	健康福祉課 (回答のみ)
② 特養ホーム入所基準を元に戻すこと。	特例入所の対応も柔軟に行っており、元にもどす要望等は考えていません。	健康福祉課 (回答のみ)

要 望 要 旨	回 答	担当課
★③ 要介護1・2の保険はずし(総合事業化)を行わないこと。	今後も利用者のサービス状態等に応じた支援を行っていきます。	健康福祉課
★④ 補足給付(非課税世帯の人の食事・部屋代軽減)の後退(以下の通り)を実施しないこと。 (年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋(多床室)でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増、ショートステイは、食費を1日あたり210円～650円引き上げ、現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円～500万円に引き下げ)	国の制度に基づき実施しています。	健康福祉課
⑤ 介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式に戻すこと。	国の動向を注視して行きます。	健康福祉課 (回答のみ)

IV. 高齢者医療・福祉の充実について

要 望 要 旨	回 答	担当課
(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。	生活実態を無視した保険料の徴収及び差押えは実施していません。また、保険証の取り上げ、資格証明書の交付についても実施していません。 短期保険証については、石川県後期高齢者医療広域連合の短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付等に関する要綱に基づき、対応しています。	住民課 (回答のみ)
(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象	本町の後期高齢者医療制度の医療費の状況については、平成31年度ベースで平均被保険者数は約4,500人、医療費の総額は約42億3500万円、1人当たり医療費は約92万円であります。医療費の窓口負担無料化を	住民課 (回答のみ)

要 望 要 旨	回 答	担当課
者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。	実施した場合は、1年間で約3億4000万円の医療費負担が見込まれます。財源確保については、当町の財政状況から判断すると極めて困難な状況でありますので、現在のところ実施する予定はありません。	
(3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。	国民健康保険、社会保険に加入している65歳～74歳で一定程度の障害のある人については、来年4月1日より、後期高齢者医療保険加入者と同じ負担率にし、併せて現物給付化する予定です。	健康福祉課 (回答のみ)
(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。	本町では、申込により一週間に5回まで、昼食を配付しています。また、生協等の民間事業者による夕食の配食も一部で実施されており、その利用状況等にも注意を払っていきたいと考えております。利用者の自己負担額については、所得に応じて3段階に分けて負担して頂いており、引き下げる予定はありません。	健康福祉課 (回答のみ)
(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。 ★①補聴器購入費助成制度を創設してください。	認知症を予防する観点から、人との会話を通じてコミュニケーションを図ることは、重要であると認識しています。 しかし、加齢に伴う身体の衰えは聴力だけでなく、視力や筋力、膝などの関節等、至る箇所に及ぶことが現実であり、高齢による難聴においても、障害認定を受ければ、自立支援給付による補聴器購入助成が受けられるが、全てに対する支援は難しく、難聴のみを対象とした町独自の制度の創設は、公平性に欠けることから、考えていません。	健康福祉課
★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」(猛暑の時、どのように過ごしているか等)を実施して対策を立てるようにしてく	町では、熱中症予防対策として防災行政放送を利用し、熱中症の注意喚起を行っています。 また、民生委員や老人福祉員の協力を得て高齢者宅を個別に訪問し、熱中症の予防を呼び掛けています。	保健センター

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>ださい。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。</p>	<p>なお、実態調査やエアコン購入費助成については、考えておりません。</p>	
<p>③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。</p>	<p>公共機関を利用できない高齢者や障害者にはタクシー利用券（初乗り料金：年24枚券）を配付しています。また、町内を100円で巡るコミュニティバスも運行しています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。</p>	<p>介護予防事業や地域住民が集う（そくさい会など）場合は、公共施設や地域の集会場を利用していますが、減免規定に基づき使用しています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。</p>	<p>総合事業では、指定事業者によるサービス提供だけではなく、NPO等の住民主体で行うものなど、多様な方法によるものがあり、住民主体の支援の場合には補助（助成）の方法で実施することが考えられます。「住民主体の通いの場」の拡充は、高齢者の介護予防において重要なことであり、対象者ごとの事業実施方法や交付条件等を示しながら、推進していきます。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してく</p>	<p>ひとり暮らしや高齢者夫婦で安否確認が必要と思われる方には、近隣住民に福祉員として安否確認をお願いするとともに、福祉員と民生委員が連携をとり地域全体の見守りを行っています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>ださい。</p>	<p>また、電力会社や配達事業者が異変を感じた時には、町に連絡を頂くなどの協定も締結しています。買い物やゴミ出しなどの生活支援については、NPO法人をはじめ、民間事業者や有償ボランティア（志っりサポート隊）制度により対応して頂いています。</p> <p>昨年度から、買い物支援協力店の登録制度も設け、地元商店など利用しやすい環境づくりにも努めています。</p> <p>そのほか、自力で除雪のできない高齢者のみの世帯については、事前に登録してもらい、小型除雪機による除雪作業を実施しています。</p>	
<p>⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。</p>	<p>車いすを必要とする歩行困難者にはタクシー料金の半額以下でドア・ツウ・ドアの移送サービスを提供する福祉有償運送事業については、現在、3事業所が実施しています。</p> <p>コミュニティバスは、令和元年9月に全面的に再編され、ノンステップバスも充当されています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>⑧ 後期高齢者の医療費 2 割負担 反対の意見を国にあげてください。</p>	<p>町としては、国の動向を注視し、近隣市町との情報交換を行いながら検討していきたいと考えています。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実〔ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々〕してください。</p>	<p>福祉避難所については、3事業所（法人）と7施設で協定しています。</p> <p>支援体制や避難所での内容整備については、関係事業所・防災担当課と協議を進めており、充実に努めてまいります。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p> <p>① 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。</p>	<p>(①～⑤について)</p> <p>年金制度については、国の責任において、制度設計や運用など、年金制度改革に取り組んでいるものと考えていますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。</p>	<p>住民課</p>
<p>② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。</p>		<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>③ 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。</p>		<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>④ 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。</p>		<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>⑤ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。</p>	<p>↓</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>

V. 障害者控除認定制度について

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>(1) 介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得 125 万円（65 歳以上の場合、年金収入 245 万円まで）は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。</p>	<p>障害者控除対象者認定書の制度につきましては、町の広報誌で確定申告・住民税申告の広報と併せお知らせを行っています。</p> <p>また、介護認定結果通知書送付時にも制度の案内を行っており、今後も広く周知に努めていきたいと考えています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>(2) かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。</p>	<p>障害者控除対象者認定書は、本人の申請に基づき認定書の交付を行っています。個々の身体状態（寝たきり）及び所得状況（非課税）により、全ての介護認定者が有利に活用できるものではないことから一斉での個別交付は考えていません。</p> <p>しかし、障害者控除対象者として認定を受けることで有利になる方もいますので、広報や認定結果通知時等で周知を図り、本人の不利益にならないように対応していきたいと考えています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>
<p>(3) 上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。</p>	<p>制度自体の紹介を、町広報やホームページをはじめ、認定結果通知時書等を通じて広く行い、周知を図りたいと考えています。</p>	<p>健康福祉課 (回答のみ)</p>

VI. 国民健康保険制度の改善について

要 望 要 旨	回 答	担当課
1. 保険料(税)について		
(1)保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	国保会計には一般会計から法定内での繰入を行って制度の安定化に努めておりますが、税の収益者負担の公平性の観点からも一般会計からの法定外の繰入による国保税の引き下げは考えていません。	住民課 (回答のみ)
★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	18歳未満の子どもを均等割の対象としない場合、賦課しなければならない税額を求めると、18歳未満の子どもがいない世帯の負担が大きくなり、税の公平な受益者負担の原則が保てなくなるため、対象外とすることはできません。	住民課
(3)国保料(税)の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免(前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯)等の減免制度を設けてください。	志賀町国民健康保険税条例施行規則で生活困窮者や災害を受けた者、その他特別の事情のある者として納税義務者又は被保険者が死亡、疾病、負傷、倒産等による失業によりその年中の所得見込額が皆無又は著しく減少した者など保険税の納付が著しく困難であると認められる場合の減免規定を設けています。 なお、低所得者に対しては、7割・5割・2割軽減を行っており、障害者世帯や母子世帯などには医療費助成等様々な支援制度があるので、国保独自の減免制度等は考えていません。	住民課 (回答のみ)
2. 保険料(税)滞納者への対応について		
(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。	納付相談や指導に一向に応じようとしない悪質な者に対しては発行することとしており、納付相談に応じる者には短期被保険者証を交付しています。 現在、資格証明書の発行者はおりません。	住民課 (回答のみ)

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い（10割負担）は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。</p>	<p>既に対応済みです。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>(3)滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p>	<p>原則、未納がある方に対しては限度額認定証の発行は行っておりませんが、特別な事情を申し出た場合には諸事情等を考慮し、発行しています。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>(4)保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p>	<p>分納の約束を守っている世帯には正規の保険証を交付しています。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>(5)保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩</p>	<p>生活実態を把握したうえで、生活の状況に応じた納付計画をたて、分納誓約書を提出していただき、誓約に基づいた納付をお願いしています。</p> <p>電話連絡、訪問又は書面による催告によっても自主納付に応じていただけない方で差押可能な財産(預貯金、給与等)を有する方については、滞納処分による債権回収を行っています。</p> <p>給与等を差押さえる場合は、国税徴収法第76条の規定に基づく滞納処分を行っています。</p>	<p>住民課 税務課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
和措置) ①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。		
3. 一部負担金の減免制度について		
<p>窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。</p> <p>★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。</p>	<p>志賀町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する要綱に基づき、生活保護基準額の1.2倍未満の世帯を対象にしており、現状のままにしたいと考えています。</p>	<p>住民課</p>
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。</p>	<p>町ホームページや広報等を通じて広く周知していきます。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p>	<p>町ホームページや広報等を通じて広く周知していきます。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>
<p>④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料</p>	<p>国保税の滞納を理由とした、一部負担金の「減額又は支払の免除の取消し」、「徴収猶予の取消し」の規定は設けていません。</p>	<p>住民課 (回答のみ)</p>

要 望 要 旨	回 答	担当課
の滞納の有無に関わらず、実施してください。		
⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。	低所得者等の患者については、地域連携室等において面談や各種手続等の相談を行っており、現時点では低額無料診療施設認定の予定はありません。	富来病院 (回答のみ)
4. 無料低額診療制度利用者の院外処方自己負担の助成（輪島市・羽咋市・能美市・小松市のみ）		
無料低額診療制度利用者の、院外処方自己負担（保険薬局の薬代）の助成を実施してください。		

VII. 障害がある人の施策の充実について

要 望 要 旨	回 答	担当課
★(1)精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。（入院・外来とも）	石川県の助成要綱改正に伴い、本町では、本年10月1日より、精神保健福祉手帳1級保持者を新たに助成対象としました。	健康福祉課
★(2)65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付（64歳以下同様）にしてください。	来年4月1日より、実施します。	健康福祉課

要 望 要 旨	回 答	担当課
(3)通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。	精神通院医療については、給付資格審査・決定など県が実施主体となっていることから、町での助成は考えていません。	健康福祉課 (回答のみ)

Ⅷ. 生活相談総合窓口の設置について

要 望 要 旨	回 答	担当課
(1)住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。	<p>本町では、無料法律相談、障害者福祉相談、就職相談、ひとり親家庭相談、総合相談など、その内容や目的によって相談窓口が異なっています。</p> <p>ご要望のように、窓口が一元化されれば、相談者の方々も分かり易く、戸惑うことも少なくなるかもしれませんが、相談内容が多岐にわたることなどもあり、限られた担当者で専門的な対応をすることは非常に困難であることが予想されます。</p> <p>そのため、現状の体制を継続しながら、官益部署等の連携を一層密にすることにより、スピーディな対応を心掛けていきたいと考えています。</p>	住民課 健康福祉課 (回答のみ)

Ⅸ. 健診事業・健康づくり事業の推進について

要 望 要 旨	回 答	担当課
★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。	<p>健診受診率は県内でも上位に位置しており、個別の案内通知のほか、町広報・ホームページ・ケーブルテレビ等で周知に努めています。日曜日も実施しています。</p> <p>今年は新型コロナウイルス感染症の影響があるため、受診率は上がりませんが、引き続き啓発を行い、受診率の向上に努めていきます。</p>	保健センター
★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。	上記に同じ。女性のための夜間検診、土曜の検診日を設けています。	保健センター
(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、	特定健診は国の基準に加えて貧血検査、血清尿酸、血清クレアチニン、総コレステロール等の血液検査や心電図検査を全員に実施しています。該当者には眼底検査も実施しています。	保健センター (回答のみ)

要 望 要 旨	回 答	担当課
費用は無料とするともに住民が受診しやすいものとしてください。	後期高齢者に対しても同様に国基準以外の項目も実施しています。 特定健診、後期高齢者健診は無料で受診できます。	
(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。	胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診については、特定健診と同時に受診できるようにしています。費用の無料化については検討していません。 生活保護世帯に属する方からの自己負担は、徴収していません。 子宮がん検診は21歳、乳がん検診は41歳の方は無料で受診できるクーポン券を発行しています。	保健センター (回答のみ)
(5) 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください	歯周疾患検診については40・50・60・70歳を対象に町内7か所の歯科医院で年1回の無料検診を実施しています。 歯科衛生士の常勤配置の考えはありません。	保健センター (回答のみ)
(6) 産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	産婦検診は、1回分助成をしています。2回目については、1回目の利用状況や結果等をふまえて検討していきます。 妊婦歯科健診は妊娠中に1回の助成を実施しており受診率が30%であるので、まずは受診率の拡大を図っていきたいと考えています。	保健センター (回答のみ)
(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。	ゲーム依存に対する情報は少なく依存症と認識を持ちにくい。学校等と連携し依存症にならないように特徴等の周知を検討したいと考えています。	保健センター (回答のみ)

X. 予防接種について

要 望 要 旨	回 答	担当課
(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエ	おたふくかぜ、子どもインフルエンザワクチンの任意予防接種の費用の一部助成を実施しています。 MR ワクチン予防接種は、県の風しん抗体検査の結	保健センター (回答のみ)

<p>ンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。</p>	<p>果、妊娠を予定または希望する女性、妊娠をしている女性の夫を対象に一部助成を行っています。</p> <p>障がい者のインフルエンザワクチンに対する助成は検討していません。</p>	
<p>(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>	<p>2019年以降に65歳になられた方に対し高齢者用肺炎球菌ワクチンは定期接種として実施しています。</p> <p>一部負担金の引き下げと2回目の接種を任意接種の対象とすることは検討していません。</p>	<p>保健センター (回答のみ)</p>

XI. 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ）

要 望 要 旨	回 答	担当課
<p>昨年424の公的・公立病院の再編成要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナウイルス感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。</p>	<p>地域に見合った病床機能の転換により、病床稼働率は大きく改善され、経営状況は大きく改善した。</p> <p>コロナ感染症の拡大により多少の影響はあるが、国・県からの支援もあり、特に問題ありません。</p> <p>常勤医師、看護師の確保については、持続的経営を維持していく上で最も重要な課題であると捉えており、医師の安定的な確保を図るため、継続的に大学等の医師派遣機関とのネットワーク構築に努めているところであり、今年度において石川県から自治医科大学卒の医師を1名派遣していただいております。</p> <p>看護師については、修学資金制度を導入し、確保に努めております。</p>	<p>富来病院 (回答のみ)</p>

XII. 生活保護について（市のみ）

要 望 要 旨	回 答	担当課

